

マイクロソフト ソフトウェア使用許諾契約書

MICROSOFT TECHNET STANDARD AND TECHNET PLUS

以下の条項を注意してお読みください。本マイクロソフト ソフトウェア使用許諾契約 (以下「本契約」といいます) は、上記のソフトウェアおよびソフトウェアが記録された媒体 (以下総称して「本ソフトウェア」といいます) に適用されます。また、本契約は、マイクロソフトの

- ・更新プログラム
- ・追加物
- ・インターネットベースのサービス
- ・サポート サービス

にも適用されるものとします。

但し、これらのアイテムに別途固有の使用許諾契約がある場合には、当該使用許諾契約が優先して適用されるものとします。

本契約は、Microsoft Operations Pte. Ltd. (本ソフトウェアをお客様が日本国内で入手された場合) または Microsoft Corporation もしくはその関連会社 (本ソフトウェアをお客様が日本国外で入手された場合) (以下、総称して「マイクロソフト」といいます) とお客様の間の契約です。

本ソフトウェアを使用することにより、お客様は本契約に同意されたものとします。本契約に同意されない場合、本ソフトウェアを使用することはできません。この場合、未使用の本ソフトウェアを購入店へ返品し、お支払いいただいた金額の払戻しを受けられる場合があります。販売店から払戻しを受けられない場合、マイクロソフトまでご連絡ください。アメリカ合衆国内の場合、(800) MICROSOFT までご連絡ください。アメリカ合衆国外の場合、最寄のマイクロソフトの子会社までご連絡ください。(連絡先については、<http://www.microsoft.com/worldwide> または日本国内の連絡先については <http://www.microsoft.com/japan> または 81-3-5454-8000 からご確認ください)

マイクロソフトは、お客様の同意を得ずに、お客様を特定したり、お客様に連絡をとることができるような情報をお客様またはお客様のコンピュータ システムから収集することは一切ありません。なお、お客様は、本契約に同意することにより、第 4 条に記載するインターネットベースのサービスにおいて特定の情報を収集することに同意されたものとします。

1. 総則

a. 本ソフトウェア

本ソフトウェアは複数のソフトウェア プログラムおよびドキュメントの組み合わせで構成されるものです。

b. 使用許諾の形態

本ソフトウェアは、以下の条件に基づいて使用許諾されます。

- ・本ソフトウェアを使用するユーザーの数。または
- ・本ソフトウェアをインストールするサーバーの数。

2. インストールおよび使用に関する権利

マイクロソフトは、お客様が本契約書のすべての条項を厳守することを条件として、お客様に対し以下の権利を許諾します。

a. 総則

・シングル ユーザー ライセンス

お客様がシングル ユーザー ライセンスを取得された場合、1 人のユーザーが特定のデバイスに制限されることなく本ソフトウェアのコピーをインストールして使用することができます。

・サーバー ライセンス

お客様がサーバー ライセンスを取得された場合、お客様は 1 台のサーバーに本ソフトウェアのコピーをインストールして使用することができます。サーバーにアクセスできる方は、本ソフトウェアを制限ないデバイスにインストールして使用することができます。

b. 特定コンポーネント

・評価版ソフトウェア

1 名のユーザーのみ、COMPONENTS.TXT ファイルに記載されている評価版ソフトウェアをインストールして使用することができます。お客様がサーバーライセンスを取得された場合も同様です。評価版ソフトウェアはソフトウェアの評価目的のみに使用することができます。お客様は、実際の運用環境、ステージング環境または十分なバックアップ対策を講じていない環境で評価版ソフトウェアを使用することはできません。評価版ソフトウェアをソフトウェア開発またはアプリケーション開発環境で使用することはできません。評価版ソフトウェアに専用の使用許諾契約書が付属する場合も本契約書に拘束されるものとします。専用の使用許諾契約書に本契約書と不一致にならない追加の権利が含まれる場合、かかる権利も利用できるものとします。

・Windows Server

Windows Server の 32 ビット版には、Microsoft SQL Server Desktop Engine for Windows と呼ばれるデータベーステクノロジーが含まれています。サーバーソフトウェアのコンポーネントは、このテクノロジーを利用してデータを格納します。本契約書では、上記以外の方法でこのテクノロジーを利用またはアクセスすることが一切禁止されています。

c. 本ソフトウェア付属のその他の条件

・プレリリース ソフトウェア

本ソフトウェアにはプレリリース ソフトウェアが付属する場合があります。お客様によるプレリリース ソフトウェアの使用は、付属する使用許諾契約書に拘束されるものとします。

・サードパーティ製ソフトウェア

本ソフトウェアには、第三者が許諾するソフトウェア プログラムが含まれる場合があります。お客様によるこれらのプログラムの使用は、かかるプログラムに付属する使用許諾契約書に拘束されるものとします。

・その他の実行可能ファイル

本ソフトウェアには、ツール、ユーティリティ、リソース キット、修正プログラム、更新、およびトレーニング資料が含まれます。お客様によるこれら

本ライセンスは、マイクロソフト製ソフトウェアと共に、またはマイクロソフトライセンスパックの一部として頒布されたときにのみ有効です。

不正商品に関する情報提供やご質問は piracy@microsoft.com にメールをいただくか、マイクロソフトまでご連絡下さい。

通常の製品に関するお問い合わせやその他のご質問の窓口に関しては、同梱のマニュアル等をご参照ください。

の実行可能ファイルの使用は、かかる実行可能ファイルに付属する使用許諾契約書に拘束されるものとします

3. 追加の許諾条件および使用制限

a. ドキュメント

お客様の内部ネットワークにアクセスできる方は、内部目的に限り、ドキュメントをコピーして使用することができます。また、かかる方は、以下の行為が許諾されます。

- ・ 内部目的用にドキュメントを改変すること。
- ・ お客様の顧客に対してサポート サービスを提供するためにドキュメント（改変の有無にかかわらず）を使用すること。
- ・ 改変されていない状態のドキュメントを、お客様のサポート サービスの一環として、顧客の内部目的に限り、顧客に再頒布すること。

4. その他の通知

a. インターネットベース サービスのための情報収集の承諾

本ソフトウェアには、インターネットをアクセス中にインターネットを経由してマイクロソフトのコンピュータ システムに接続する機能が含まれます。接続が行われる際、通知が行われない場合があります。これらの機能を解除したり、使用しないことも選択できます。これらの機能およびこれらの機能がマイクロソフトに送信する情報（お客様のインターネット プロトコル アドレスを含みます）は、以下のとおりです。これらの機能に関する詳細については、製品ドキュメントを参照してください。マイクロソフトは、インターネットベースのサービスをお客様に提供するためにのみこれらの情報を利用します。これらの機能を利用することで、お客様はマイクロソフトがこれらの情報を収集することにご了承されたものとします。マイクロソフトは、インターネットベースの情報を中止する権利を留保します。

i. Windows Update 機能

デバイスには、追加ハードウェアと通信するために必要なドライバが含まれない場合があります。この場合、本ソフトウェアのアップデート機能が正しいドライバをマイクロソフトから取得し、デバイスにインストールすることができます。このアップデート機能を解除することができます。

ii. Web コンテンツ機能

本ソフトウェアには、関連するコンテンツをマイクロソフトから取得し、お客様に提供する機能が含まれます。この機能は、コンテンツを提供するために、お客様のデバイスのオペレーティング システムの種類、使用している本ソフトウェアの名前およびバージョン、ブラウザの種類、および本ソフトウェアをインストールしたデバイスの言語コードの情報をマイクロソフトに送信します。この機能の例として、クリップ アート、テンプレート、オンライン トレーニング、オンライン アシスタンス、および Appshelp が含まれます。これらの Web コンテンツ機能を使用しないことも選択できます。

iii. 電子認証

本ソフトウェアは電子認証を使用します。これらの電子認証は、X.509 標準暗号化情報を使用し、インターネット ユーザーを特定します。本ソフトウェアは証明書および認証失効リストをマイクロソフトや他のデジタル証明書機関から取得します。これらのセキュリティ機能はインターネットを使用するときにのみ動作します。

iv. Auto Root Update

Auto Root Update 機能は信頼できる認証機関のリストを更新します。Auto Root Update 機能を解除することができます。

v. Windows Media Digital Rights Management

本ソフトウェアは、Windows Media 用 digital rights management テクノロジーが含まれます。コンテンツ プロバイダは、この機能を利用してデジタル コンテンツを保護します。Digital rights management は、コンテンツへのアクセスを制御できます。お客様のデバイスが保護コンテンツにアクセスすると、digital rights management テクノロジーはプロバイダまたはマイクロソフトから許可されていないデバイスの一覧を取得します。デバイスの一覧を参照し、プロバイダがお客様のデバイスにコンテンツへのアクセスを許可しているかどうか確認します。許可されている場合、コンテンツへのアクセスが行われます。一部のコンテンツにアクセスするために、テクノロジーをアップグレードしなければならない場合があります。この場合、アップグレードの通知が表示され、更新プログラムをダウンロードするための確認メッセージが表示されます。テクノロジーを解除した場合、すでに許可を取得している保護コンテンツのみアクセスが可能です。

vi. Windows Media Player

Windows Media Player を使用する場合、Media Player の新しいバージョンの有無をマイクロソフトに確認します。お客様のデバイスにインストール可能な新しいバージョンを提供します。コンテンツを再生しようとしたときに正しいデコーダがインストールされていない場合、Media Player は正しいデコーダをマイクロソフトに照会します。正しいデコーダが存在する場合、それを提供します。お客様は、デコーダ取得機能を解除することができます。

b. アクティベーション（ライセンス認証）の義務

本ソフトウェアに含まれるソフトウェアには、不正使用を防止するように設計されているものがあります。セットアップ シーケンスに提示される手順でアクティベーションを実行しない場合、特定の日数または起動回数を経た後に、本ソフトウェアが使用できなくなります。本ソフトウェアのアクティベーションは、インターネットまたは電話で行えます。アクティベーションに際して、インターネットまたは電話の通信料金が発生することがあります。お客様がハードウェア構成を変更した場合や、本ソフトウェアの設定を変更した場合には、本ソフトウェアのアクティベーションを再度行う必要が生じることがあります。本ソフトウェアはアクティベーションの実行が必要なお知らせします。

c. MPEG-4 映像標準に関する注意

本ソフトウェアは、MPEG-4 画像解読テクノロジーが含まれます。このテクノロジーは、ビデオ情報のデータ圧縮を行う形式です。MPEG LA, L.L.C. との契約上、以下の注意書きを表示することを義務付けられています。

MPEG4 映像標準に準拠して本製品を使用することは、以下の場合に直接関連する場合を除き、全て禁止されています。(A) (i) 事業活動に従事しない消費者より作成され、無償で取得されたデータまたは情報を、(ii) 個人使用の目的のみで使用する場合、及び (B) MPEG LA, L.L.C. により別途特定のライセンス許諾を受けたその他の使用による場合。

これらについてご質問がある場合、MPEG LA, L.L.C., 250 Steele Street, Suite 300, Denver, Colorado 80206; Telephone 303; FAX 331 www.mpegla.com にご連絡ください。

5. 使用許諾の適用範囲

本ソフトウェアは許諾されるものであり、販売されるものではありません。本契約書は、お客様に本ソフトウェアを使用する限定的な権利を与えます。マイクロソフトはその他の権利をすべて留保します。適用される法令により本契約を超える権利が付与される場合を除き、お客様は本契約で

明示的に許可された方法でのみ本ソフトウェアを使用することができます。本ソフトウェアは、特定の利用方法を想定して設計されています。お客様は、かかる技術的制限に従うものとします。技術的な制限については、ソフトウェアパッケージまたはドキュメントをご覧ください。また、次の行為は一切禁止されています。

- ・本ソフトウェアの技術的な制限を回避する方法で利用すること
- ・本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすること
- ・本契約または該当法で規定された以上の数の本ソフトウェアのコピーを作成すること
- ・第三者がコピーできるように本ソフトウェアを発行すること
- ・本ソフトウェアをレンタル、リース、または貸与すること
- ・本ソフトウェアを商用ホスティングサービスで使用する。

6. 第三者への譲渡

本ソフトウェアの最初のユーザーは、本ソフトウェアおよび本契約書を直接第三者に移管することができます。本ソフトウェアを譲渡する前に、本ソフトウェアの譲受人は本契約書が移管および本ソフトウェアの使用に適用されることを同意しなければなりません。最初のユーザーは、デバイスと分離して移管する前に本ソフトウェアを削除する必要があります。最初のユーザーは、ソフトウェアのコピーを一切保持することができません。

7. バックアップコピー

本ソフトウェアは、本ソフトウェアのバックアップコピーを1つ作成することができます。お客様は、本ソフトウェアを再インストールするためにのみコピーを使用することができます。

8. 輸出規制

本ソフトウェアはアメリカ合衆国および日本国の輸出に関する規制の対象となります。お客様は、本ソフトウェアに適用されるすべての国内法および国際法（輸出対象国、エンドユーザーおよびエンドユーザーによる使用に関する制限を含みます）を遵守することに同意されたものとします。詳細については www.microsoft.com/japan/exporting/ をご参照ください。

9. サポート サービス

マイクロソフトは、本ソフトウェアに対し www.support.microsoft.com/common/international.aspx で説明されるサポート サービスを提供します。また、次のいずれかの連絡先にご連絡いただくことも可能です。

- ・ 〒151-8583 東京都渋谷区代々木2-2-1 小田急サザンタワー
マイクロソフト株式会社
- ・ (800) MICROSOFT
- ・ Microsoft Customer Service and Sales, One Microsoft Way, Redmond, WA 98052-6399
- ・ お客様が本ソフトウェアを入手された国のマイクロソフト関連会社（連絡先については、www.microsoft.com/worldwide または日本国内の連絡先については www.microsoft.com/japan または 81-3-5454-8000 からご確認ください）

10. 完全な合意

本契約（下記の品質保証規定を含みます）、その補足条項、および追加物、更新プログラム、インターネットベース サービス、ならびにサポート サービスに関する条件は、本ソフトウェアおよびサポート サービスについてのお客様とマイクロソフトとの間の完全なる合意です。

11. 準拠法

a. 日本

お客様が本ソフトウェアを日本国内で入手された場合、本契約は日本法に準拠するものとします。

b. 米国

お客様が本ソフトウェアをアメリカ合衆国内で入手された場合、抵触法に関わらず、本契約の解釈および契約違反への主張は、アメリカ合衆国ワシントン州法に準拠するものとします。消費者保護法、公正取引法、および違法行為を含みますがこれに限定されない他の主張については、お客様が所在する地域の法律に準拠します。

c. 日本及び米国以外

お客様が本ソフトウェアを日本国及びアメリカ合衆国以外の国で入手された場合、本契約は適用される地域法に準拠するものとします。

12. 法的効力

本契約は、法的な権利を定めたものです。お客様は、地域や国によっては、本契約の定めにかかわらず、本契約と異なる権利を有する場合があります。

13. 責任の制限および除外

マイクロソフトおよびその供給者の責任は、お客様が本ソフトウェアについて実際に支払った金額を上限とする直接損害に限定されます。その他の損害（派生的損害、逸失利益、特別損害、間接損害、または付随的損害を含みますがこれらに限定されません）に関しては、一切責任を負いません。この制限は、以下に適用されるものとします。

- ・本ソフトウェア、サービス、第三者のインターネットのサイト上のコンテンツ（コードを含みます）または第三者のプログラムに関連した事項
- ・契約違反、保証違反、無過失責任、または不法行為（適用法で許可されている範囲において）

また、以下の場合においても、制限が適用されるものとします。

- ・本ソフトウェアの修理、交換、または払戻しを行ってもお客様の損失が完全に補償されない場合
- ・マイクロソフトがこのような損害の可能性について知らされていた場合

一部の地域では付随的、派生的損害の免責、または責任の制限を認めないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。また、一部の国では付随的、派生的、およびその他の損害の免責、または責任の制限を認めないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。

品質保証規定

A. 限定保証 お客様が、本ソフトウェアに含まれた、または同梱されたマイクロソフトの説明書その他一式（以下「説明書」といいます）に従うことを条件に、本ソフトウェアは、説明書に従って実質的に動作します。

B. 保証期間、保証の対象、黙示の保証の期間 品質保証規定は、最初のユーザーが本ソフトウェアを取得後 1 年間有効です。1 年の有効期間内に追加物、更新プログラム、または交換ソフトウェアを入手された場合、それらは有効期間の残存期間中、または入手後 30 日間のいずれか遅く到来する日まで保証されます。最初のユーザーが本ソフトウェアを譲渡した場合、残りの有効期間は本ソフトウェアの譲受人に適用されます。

法律上許容される最大限において、適用法によりお客様に与えられる黙示の保証または条件は、品質保証規定で定義された有効期間に限定されるものとします。一部の地域では黙示の保証の期間の制限を認めないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。また、一部の国では黙示の保証または条件の有効期間の設定を認めないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。

C. 免責 マイクロソフトは、お客様の行為（または不履行）、もしくは第三者の行為による、またはその他のマイクロソフトが制御不能な事項を原因とした問題については一切責任を負いません。

D. 保証違反に対する救済 マイクロソフトは、無償で本ソフトウェアを修理または交換します。本ソフトウェアの修理または交換が不可能な場合、お客様の領収書に記載された本ソフトウェアの代金を返金します。マイクロソフトは、無償で追加物、更新プログラムおよび交換ソフトウェアを修理または交換します。これらの修理または交換が不可能な場合、お客様が追加物、更新プログラムおよび交換ソフトウェアに対してお支払いになられた代金を返金します。返金を受けるには、本ソフトウェアを削除し、領収書と共にマイクロソフトに返品する必要があります。これらが、保証違反に対するお客様の唯一の救済手段となります。

E. 変更できない消費者権利 本契約が変更できないお客様の地域の法令による追加の消費者の権利が存在する場合があります。

F. 保証に関するお問い合わせ 領収書などのご購入の証明が必要になります。

1. **日本** 日本国内で入手された本ソフトウェアに関する保証サービスもしくは返金に関して不明な点がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。

・ 〒 151-8583 東京都渋谷区代々木 2-2-1 小田急サザンタワー
マイクロソフト株式会社

2. **米国およびカナダ** 米国またはカナダで入手された本ソフトウェアに関する保証サービスもしくは返金に関して不明な点がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。

・ (800) MICROSOFT
・ Microsoft Customer Service and Support, One Microsoft Way, Redmond, WA 98052-6399
・ www.microsoft.com/info/hareturns.htm

3. **ヨーロッパ、中東、およびアフリカ** 本ソフトウェアをヨーロッパ、中東、またはアフリカで入手された場合、Microsoft Ireland Operations Limited がこの品質保証規定を履行します。保証サービスをお求めの場合、下記の連絡先までご連絡ください。

・ Microsoft Ireland Operations Limited, Customer Care Centre, Atrium Building Block B, Carmanhall Road, Sandyford Industrial Estate, Dublin 18, Ireland
・ お客様の地域のマイクロソフト子会社（連絡先については、www.microsoft.com/worldwide からご確認ください）。

4. **日本、米国、カナダ、ヨーロッパ、中東、およびアフリカ以外の地域** お客様が本ソフトウェアを米国、カナダ、ヨーロッパ、中東、またはアフリカ以外の地域で入手された場合、お客様の地域のマイクロソフト子会社までご連絡ください（連絡先については、www.microsoft.com/worldwide または日本国内の連絡先については www.microsoft.com/japan または 81-3-5454-8000 からご確認ください）。

G. 無保証 本ソフトウェアの品質保証規定は、お客様がマイクロソフトから直接受けられる唯一の直接的保証となります。他の明示的な保証は規定しません。マイクロソフトは、債務不履行、瑕疵担保、不法行為その他請求の性質を問わず、本ソフトウェアの品質に関して本品質保証規定に定める以外にはいかなる責任も負いません。法律上許容される最大限において、黙示の保証（商品性、特定目的に対する適合性、非侵害性を含みますがこれらに限定されません）については一切責任を負いません。適用法により黙示の保証が確保されている場合、本条に関わらず、適用法でお客様に与えられる救済手段は、法律上許容される最大限において、上記「保証違反に対する救済」の条項で規定された救済手段に限定されるものとします。

H. 保証規定違反に関する責任の制限および除外 上記の「無保証」の規定は、品質保証規定の違反にも適用されるものとします。この保証規定は、お客様の法的な権利を定めたものです。また、地域や国によって異なる追加の権利が存在する場合があります。

1204 Part No. X10-98922

Microsoft®